

「相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」(案)

「相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」を検討するにあたり、前回（第6回 2015年1月31日）示したコンセプトの要素1～3について、施設整備に係る内容を抽出します。

今回抽出した内容をもとに、次回コンセプト及びその内容を整理します。

1. コンセプトの要素1～3の施設コンセプト項目の抽出

コンセプトの要素-1

新しい「ごみの資源化施設」の整備について、皆さまから頂いているご意見・ご要望

1. 建設位置	
・施設の建設については、学校や住宅地までの距離を確保する	
2. 公害防止対策	
・ガス・揮発性有機化合物（VOC）、騒音、振動、電波障害等の対策は万全にする	
・施設の測定データ等を表示する表示板を設置する	
3. 環境整備	
(1) 公園	<ul style="list-style-type: none"> ・地域には公園がないため、計画用地及び周辺の土地を可能な限り確保し、施設周辺は隣接する学校・住宅地との緩衝緑地の機能も兼ねた地域住民・子供たちが安心・安全に利用できる自然型公園を整備し、地域に開放する ・ゆくのき学園と連携を持った多様性に富んだ公園とする
(2) 災害対策	・災害発生時に有用な機能を確保する
(3) 付帯施設	・ごみ減量化等の展示施設と併設した郷土資料館を建設する
	・休日、夜間に使用可能な多目的ホールを建設する
4. その他関連要望	
・地元大戸町会との協議をする運営委員会を設置する	

コンセプト要素-1の施設整備に係る内容（運営関連・周辺整備を除く）は、「**公害防止対策**」「**災害対策**」「**付帯施設（※公園も含む）**」が挙げられます。

(参考)新しい「ごみの資源化施設」皆さまから頂いているご意見・ご要望に対する進捗状況

要望	進捗・検討状況
1. 建設位置	
<ul style="list-style-type: none"> 施設の建設については、学校や住宅地までの距離を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、住宅地までの距離を110m以上確保し、住宅地と学校から均等に配置する案で計画中です。
2. 公害防止対策	
<ul style="list-style-type: none"> ガス・揮発性有機化合物(VOC)、騒音、振動、電波障害等の対策は万全にする 	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全な施設運営のため対策を講じます。屋内のVOCについては活性炭吸着装置等の除去装置によって取り除く計画を検討中です。
<ul style="list-style-type: none"> 施設の測定データ等を表示する表示板を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運転状況等の情報については周辺住民と対話ができる会議を開催することを検討しています。 環境測定値はホームページに公表する予定です。
3. 環境整備	
(1) 公園	<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみ処理施設の隣接地域を公園として整備します。施設の緩衝帯として既存の緑地を保全し、自然型の公園を整備します。 東京都自然保護条例及び森林法等を遵守し、施設整備区域の緑地面積は、今後の東京都との協議により決定しますが、既存緑地も極力保存し、周辺緑地と調和する計画とします。
(2) 災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 施設には防災備品倉庫を整備します。 資源ごみ処理施設計画地周辺からの市道への土砂流出については、公園整備の中で対応を図ります。公園整備までの間についても、暫定的な対策を検討いたします。 施設計画地内では、造成工事によって生じた新たな法面に対し土砂災害が発生しない整備を行い、施設計画地周辺では、今後の公園計画時に土砂が流出しない対策を検討します。
(3) 付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化等の展示については、設置の方向で検討しています。 廃棄物処理施設として都市計画決定を行うことになり、子どもセンターや郷土館は施設内には作れないため、施設内のスペースの利用や市立博物館の活用等の検討を行います。 市民や見学者が利用できる集会や学習施設としての機能を持たせた多目的ホールの整備を検討します。
4. その他関連要望	
<ul style="list-style-type: none"> 地元大戸町会との協議をする運営委員会を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 運営協議会を設置する方向で検討中です。

コンセプトの要素-2

町田市資源循環型施設整備基本計画 ～新しい「ごみの資源化施設」の整備について～

2013年4月に策定された「町田市循環型施設整備基本計画」の中で、新しい施設に求められる機能・役割について、次のように記載しています。

求められる機能・役割

“ごみの資源化施設は、環境負荷の低い施設とすることのみならず、環境学習及びコミュニティ活動や防災の拠点となるなどの機能を併せ持つことも期待されている。”

1. 防災機能

資源ごみ処理施設は、災害に備えて、防災備蓄倉庫機能等を持たせるなど、災害発生時に有用な機能を果たすよう整備する。

2. 環境学習・ごみ減量啓発機能

資源化及び減量化推進活動の拠点・環境学習の場としての機能を確保する。
環境学習機能…循環型社会形成施設の位置づけと情報発信の場を提供する。
体験等の学習機能…イベントの実施や学校との連携を図る。

3. 市民協働

市民協働の場を設ける。

4. 景観への配慮

緑地の面積を最大限確保し、緑が多く景観に配慮したデザインとする。

※ 枠内:『町田市資源循環型施設整備基本計画～新しい「ごみの資源化施設」の整備について～』
(2013年4月町田市) 第10章より抜粋

コンセプト要素-2 の施設整備に係る内容としては、「環境負荷の低い施設」「防災機能」「環境学習・ごみ減量啓発機能」「市民協働」「景観への配慮」が挙げられます。

コンセプトの要素-3

まちづくりや環境に関する各種の計画

町田市のまちづくりや環境に関する各種の計画より、施設整備に係る内容を抽出します。

計画の名称	概要
町田市都市計画マスタープラン (2017年4月第3版)	都市計画法第18条の2の規定に基づいて市町村が策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都道府県が定める「都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針」と市の基本構想に即して定めた計画。
第二次町田市環境マスタープラン (2012年4月)	町田市で目指す「望ましい環境像」を提示し、その「望ましい環境像」を実現するための基本目標と基本目標を達成するための達成目標、環境施策、計画の推進体制、進行管理について定めた計画。
町田市景観計画 (2009年12月)	町田市の良好な景観づくりを目指して、地域の資源や特徴に配慮した景観づくりの進め方を定めた計画。
町田市緑の基本計画2020 (2016年3月)	緑地の適正な保全や緑化の推進さらには公園緑地の整備に関して、その将来像、目標などの緑のあるべき姿とそれを実現するための施策などを定める、緑とオープンスペースに関する総合的な計画。
町田市地域防災計画 (2016年度修正)	町田市・東京都及び防災に関係する機関や、その他市民が持ちうる全機能を発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めた計画。

(1) 町田市都市計画マスタープラン

町田市都市計画マスタープランは地域毎に策定されています。ここでは、都市計画マスタープラン（相原地域）から施設整備に係る内容を抽出します。

【都市計画マスタープラン（地域別構想編（2013年改定））1. 相原地域より抜粋】

1 相原地域の現況と魅力・課題

1) 地域の成り立ち・現状

①地域の成り立ち

相原地域は、町田市西端に位置し、八王子市、相模原市に隣接する東西に細長く南北に高低差がある地域です。地域を横たわるように多摩丘陵の緑地帯が連なり、丘陵地の南側に境川が流れ、それに沿って町田街道が走っています。

八王子とつながる町田街道はかつて「絹の道」と呼ばれ、街道沿いに街並みが形成されてきました。1908年には相原駅も開設されるなど、今日の地域の姿は比較的早い時期に形成されています。また、高度成長期以降には複数の大学が立地しました。

地域北側の大半は多摩丘陵の豊かな自然環境に恵まれ、これらは市街化調整区域となっています。地域の西端には境川の源流があり、この一帯は大戸緑地として保全されているほか、野外活動や宿泊ができる市の施設として大地沢青少年センターが整備されています。

②まちづくりの動向

相原駅周辺の土地区画整理事業の構想が中止になり、相原駅の北部は都市的土地利用から緑地保全へと方針を転換し、2007年に八王子市域を含んで七国・相原特別緑地保全地区に指定されました。

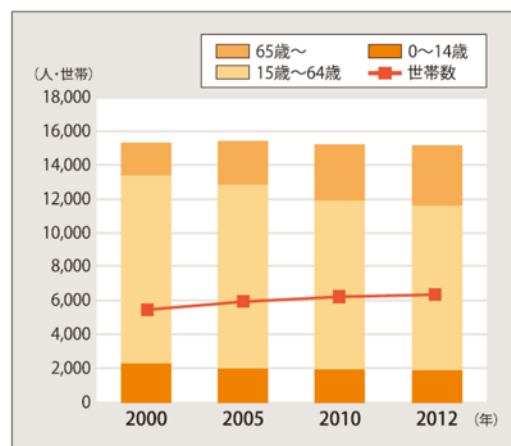
町田街道(町3・3・36)の大戸踏切での渋滞解消のため、都市計画道路を変更し、立体化事業が推進されています。これと連動して市民を中心とした協議組織「相原みちまち推進会議」が組織され、大戸踏切の立体化や駅前の交通広場整備とあわせて相原駅周辺のまちづくりについて検討が行われています。

③人口・世帯

本地域は市街化調整区域になっている部分が多く、人口密度が低い地域です。

人口は横ばい傾向で、世帯数は増加から横ばい傾向に変わってきています。その内訳を見ると、生産年齢人口は減少しており、高齢者人口は増加しています。

■相原地域の人口・世帯数の推移



出典：住民基本台帳 各年1月1日現在

2 相原地域のまちづくりの構想

相原地域には、境川の源流域である大戸緑地をはじめとした多摩丘陵の一部をなす豊かな自然が残っています。また、町田街道沿いを中心に青木家屋敷や清水寺といった史跡や寺社などが点在しています。これらの資源を活かして、市内外の人々が集い、自然や歴史にふれながら、学び楽しめるまちをめざします。

また、地域内外の交通の動脈である町田街道の拡幅整備や南北方向の移動環境の整備、隣接市との公共・公益サービスの広域連携の検討を進め、安全安心な暮らしを確保します。相原駅周辺では、基盤整備にあわせたまちづくりを進め、暮らしを支え、地域の顔となるようにぎわいと活気ある駅前づくりをめざします。

さらに、地縁によるコミュニティを大切にしたい助け合いの仕組みづくりや、大学との交流づくりを進め、多世代が関わりを持ちながら生き活きと暮らせるまちをめざします。

1) 地域の目標

- ★ 多くの人が大戸緑地などの豊かな自然や町田街道沿いなどの歴史・文化とふれあえるまち
- ★ 地域内外をはじめ、隣接市との連携や相原駅周辺のまちづくりにより、安心して快適に暮らせるまち
- ★ 地域のつながりや大学との交流を活かし、みんなが助け合えるまち

2) テーマ別のまちづくりの方針

① にぎわいと交流を創出するまちづくり（拠点活性化）

ア) 自然・歴史・文化資源を継承した活気のある相原駅周辺の生活中心地の形成

- 相原駅周辺では、地域の自然・歴史・文化資源を継承しながら、街並み景観を形成し地域の顔となる駅前づくりを市民とともに進めます。また、多様な生活サービスを利用できる生活の中心地となるよう、生活利便・サービス施設の立地誘導を進めます。
- 大戸踏切での渋滞解消を目的とした、町田街道（町3・3・36）の立体交差化や相原駅前の交通広場の整備により、安全で利便性の高い交通基盤づくりを進めます。
- 地域資源の情報発信を行い、観光客を呼び込むとともに、大学生との交流の場や機会の創出などを検討し、にぎわいと活気ある相原駅前づくりをめざします。

② 安全安心のまちづくり（防災・防犯）

ア) 町田街道をはじめとする地域の骨格となる道路網の形成

- 町田街道（町3・3・36）の拡幅整備や都市計画道路の延伸について、引き続き東京都へ要請し、歩行者や自転車を含めた安全な移動環境づくりを推進します。
- 相原南北線（町3・4・49）の整備を推進し、整備中の圏央道などにつながる相模原市方面や、八王子市方面への南北の円滑な移動環境を確保します。

イ) 相原駅周辺の安全な歩行空間づくり

- 相原駅周辺の歩行空間の充実やバリアフリー化を推進し、だれもが安全に安心して移動できる空間づくりを進めます。


ウ) 境川の治水安全度の向上

- 境川について、東京都、神奈川県や流域自治体と協力し、特定都市河川の指定や流域水害対策計画の策定を進め、治水安全度の向上に向けた取組みを推進します。

③環境にやさしいまちづくり（環境先進都市）

ア) 環境に配慮した汚水処理対策の推進

- 市街化区域での汚水管の整備や市街化調整区域での適正な汚水処理対策の推進により、生活排水が環境に及ぼす負荷を低減します。

④自然を活かすまちづくり（みどりと共存）ア) 大戸緑地や相原中央公園とその周辺を中心とした「水とみどりの拠点」の形成 

- 「大戸緑地水とみどりの拠点」では、東京都が進める大戸緑地の整備との連携を図りながら、里山の活用、自然を楽しむ施設整備、アクセス性の向上について検討し、みどりとふれあう拠点づくりを推進します。また、大戸緑地のみどりの保全により、境川源流周辺の保水機能を確実に維持していきます。
- 「相原水とみどりの拠点」では、七国・相原特別緑地保全地区の指定区域を拡大し、市民、NPO法人、事業者、東京都とともに、良好な自然環境の保全と、みどりや歴史・文化とふれあえる拠点をめざします。

イ) 歴史資源と一体となった「杉山みどりの拠点」の形成

- 「杉山みどりの拠点」では、歴史資源と一体となったみどりの保全の検討を進め、みどりや歴史・文化とふれあう拠点づくりをめざします。

ウ) 多摩丘陵のみどりを活かした景観づくり

- 大規模な建物などの建築に際しては、周辺環境への配慮を促し、多摩丘陵のみどりと調和した景観づくりを進めます。

エ) 境川沿いなどの潤いある水辺空間づくり


- 河川沿いの緑化、親水空間や遊歩道の整備などを推進し、河川と周辺が一体となったみどり豊かな水辺空間づくりを進めます。

オ) 地域の自然・歴史資源をつなぐ歩行者ネットワークの形成 

- フットパスの取組みと連携しながら、丘陵地のみどりや町田街道沿いに点在する史跡や寺社などの地域の自然・歴史資源をつなぎ、学びながら楽しく歩ける歩行者ネットワークづくりを進めます。

⑤住みつづけたいまちづくり（住環境・コミュニティ）ア) みどり豊かな環境を活かした住環境の形成

- 公園や緑地、街路樹の整備や宅地内の緑化の推進などにより丘陵の景観と調和したみどり豊かな街並みづくりを進め、多摩丘陵の豊かな自然環境を活かした住環境を維持・形成していきます。

- みどり豊かな自然の中で子育てができるように、地域の子育て相談センターの設置や自然環境を活かした子どもの遊び場の設置検討などを進めます。
- イ) 隣接市や市内の他地域との連携による生活利便性の向上
- 隣接市や市内の他地域との公共・公益サービスの広域連携、公共交通の充実について検討し、隣接市を含めた生活圈域での利便性の向上を図ります。
- ウ) 住宅地内の安全で快適な生活道路などの確保
- 幅員の狭い道路や行き止まり道路の改善、橋の架け替えなどを進めるとともに、憩いの場となる公園の整備を推進し、住宅地内の安全で快適な生活環境の向上を図ります。
- エ) 地域のつながりを活かした助け合いのまちづくり 
- 既存のコミュニティを活かした住民の助け合いによる生活支援の仕組みづくりや、大学と連携した交流づくりについて検討し、地域のつながりを活かした助け合いのまちづくりを進めます。

みんなで考えよう!

<市民のまちづくりアイデア>

ここでは、「まちづくり検討会」で提案された市民意見の中で、今後、市民・事業者・市などがまちづくりに取り組む際に参考となるアイデアを掲載しています。



車だけでなく、歩行者・自転車にとって
安全な移動環境を整えてはどうか。

関連する方針： **A** P.13

例えば…

- *車、自転車、歩行者それぞれが安全に通行できるような道路整備を行う。
- *旧町田街道、境川沿いの空間などを活用して、自転車が安全に利用できるルートを整備する。



多様な地形を感じられる
里山の環境などを保全してはどうか。

関連する方針： **B** P.14

例えば…

- *日本の原風景ともいべき里山の保全とともに、地域外の人を呼び込めるような魅力ある里山づくりを地域の人々の手で進める。



地域の中の歴史・文化資源に
人を惹きつける仕掛けをつくれなにか。

関連する方針： **C** P.14

例えば…

- *寺社や古道など、地域の歴史資源を活かし、歩いて巡ることができる仕組みをつくる。
- *人々が訪れてみたくなる魅力的な「目玉」をつくり、整備し周知する。



地域の子育てに
高齢者が参加する仕組みを充実させてはどうか。

関連する方針： **D** P.15

例えば…

- *高齢者による子どもの交通安全指導、防犯上の見守り活動の充実。
- *子どもの地域行事への参加機会の充実。

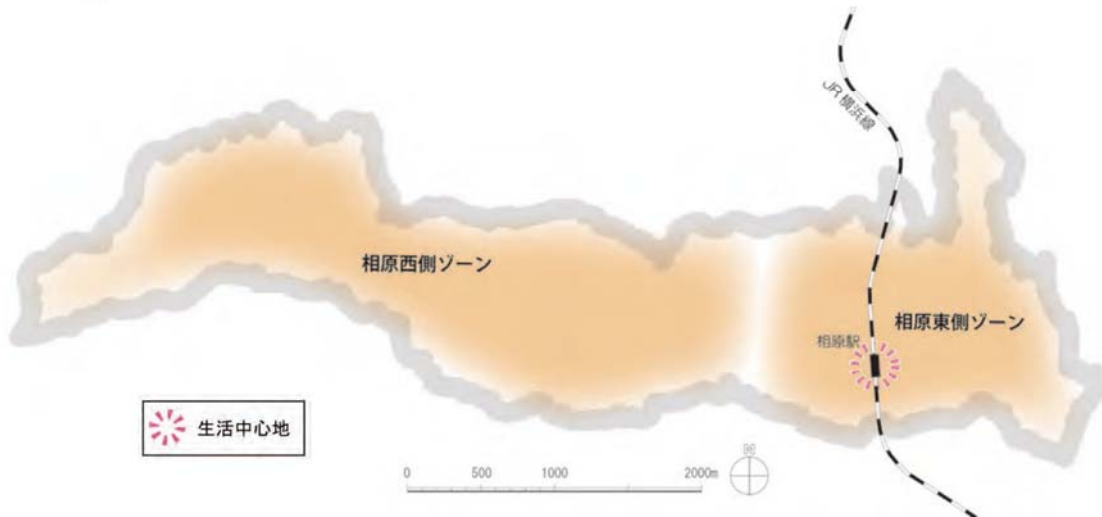
3) ゾーン別の方向性

ここでは、土地利用、市街地開発の経緯、生活行動範囲などを踏まえて、地域内の類似する特性を持つ範囲をゾーンとして設定し、それぞれのまちづくりの方向性を示します。

●ゾーンの設定とまちづくりの方向性

- 相原中央公園から大戸緑地までの多摩丘陵のみどりが連なる相原西側ゾーン、相原駅を中心に住宅地が広がる相原東側ゾーンの方向性を示します。

■ゾーン図



ゾーン	まちづくりの方向性
相原西側ゾーン	境川の源流域である大戸緑地などの深いみどりに囲まれた <u>良好な住環境や教育環境の形成</u> 。散策路や公園、寺社などを中心に住民や来街者がみどりや歴史とふれあえるまちの形成。
相原東側ゾーン	駅周辺の基盤整備とあわせて地域の生活を支える機能を集積し、にぎわいと活気がある生活中心地を形成。駅周辺で利便性があり、自然豊かで起伏に富んだ地形による見晴らしのよい住環境の形成。

4) 市民が主体に進めるまちづくり

ここでは、実際に行われている市民活動を踏まえて、今後考えられる市民が主体となって進めるまちづくりの例を示します。

●地域のまちづくり協議会の継続・拡充

- 相原地域では、相原地区の将来を展望し、住民の意向に沿った“よりよいまちづくり”をめざして「相原まちづくり協議会」が約30年間にわたり活動を続けています。協議会では、2008年に独自に「相原まちづくり中長期構想」を提案しており、その実現に向けて、避難場所や公共施設などを示した「相原生活マップ」の作成・配布や、「デマンド（あいのり）交通システム」の実現に向けた検討など、幅広い取り組みを行っています。こうした地域単位のまちづくりを、若い世代にも引き継ぎ、継続・拡充していくことが考えられます。

●地域のつながりを活かした自主的な防災活動の拡大

- 相原地域では、相原中村町内会から派生した自主防災隊の活動をはじめ、地域の助け合いの取り組みが盛んです。この自主防災隊では、地域に住む要支援・要介護者世帯や一人暮らしの高齢者の近況を把握することで災害時に備えるなど、地域のつながりの強さを活かした活動を実施しています。こうした活動を相原地域全体で実践し、住民の多くが防災や防犯に対する関心を深め、地域ぐるみで安全安心なまちづくりを進めていくことが考えられます。

●大学によるスポーツと文化を通じた地域貢献

- 法政大学では、多摩キャンパスを拠点に「NPO法人法政クラブ」が中心となって、市民を対象としたスポーツ教室、大学教職員や住民などの協働によるサマーキャンプなどを実施し、「スポーツと文化を存分に楽しめるコミュニティ」づくりを進めています。こうした活動を拡充することで、異なる世代間の交流を育むとともに、さまざまな地域資源の活用・維持・保全を進めていくことが考えられます。

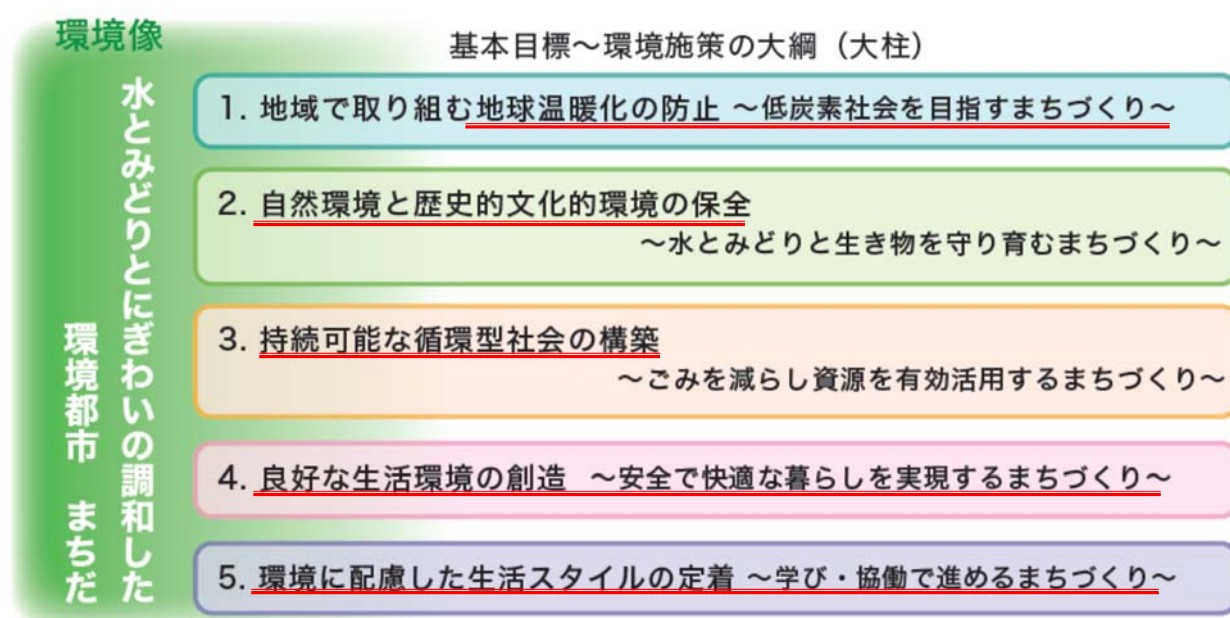
コンセプト要素-3「(1) 町田市都市計画マスタープラン」の施設整備に係る内容としては、「歴史・文化とふれあえるまち」「安心して快適に暮らせるまち」「みんなが助け合えるまち」「環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)」「自然を活かすまちづくり (みどりとの共存)」「住みつづけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)」「みどり豊かな環境を活かした住環境の形成」「良好な住環境や教育環境の形成」が挙げられます。

(2) 第二次町田市環境マスタープラン

第二次町田市環境マスタープランの内容を確認し、施設整備に係る内容を抽出します。

【第二次町田市環境マスタープランより抜粋】

基本目標



コンセプト要素-3「(2) 第二次町田市環境マスタープラン」の施設整備に係る内容としては、「地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～」「自然環境と歴史的文化的環境の保全」「持続可能な循環型社会の構築」「良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～」「環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～」が挙げられます。

(3) 町田市景観計画

町田市景観条例の内容を確認し、施設整備に係る内容を抽出します。

【町田市景観計画（第2章 町田市の景観づくりの基本的な方針）より抜粋】

1. 基本理念

生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち

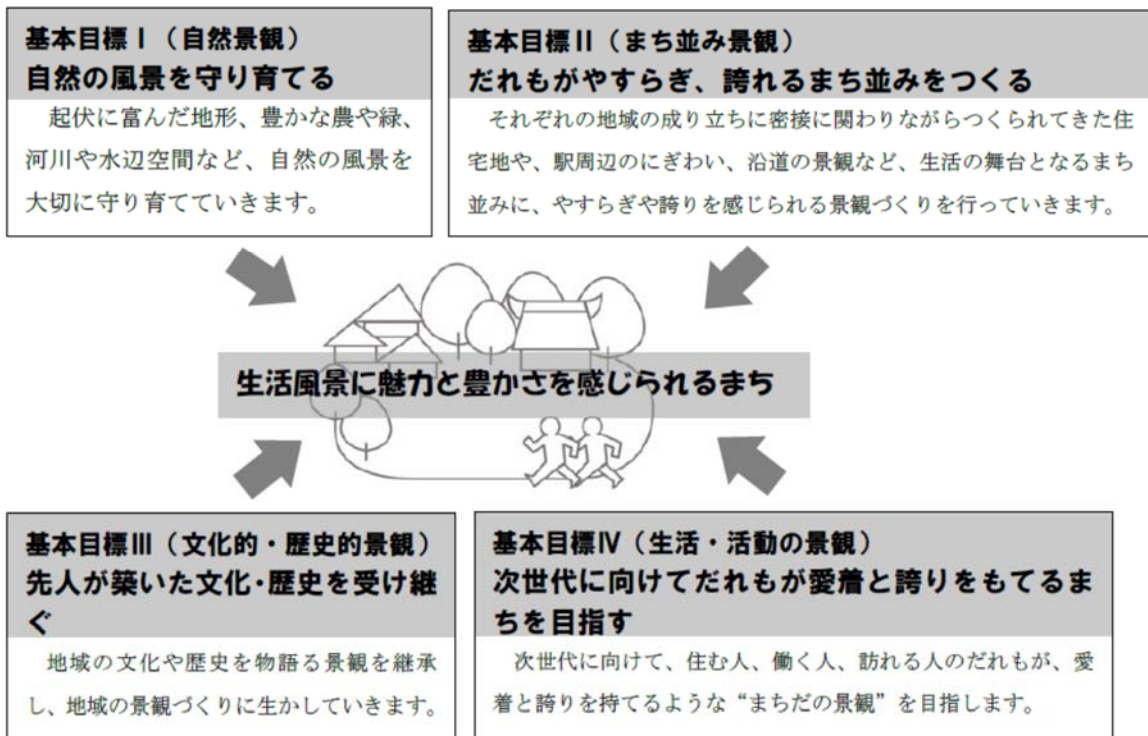
～人と風景が共に育つ景観づくり～

市の景観の特徴となっている、「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」は、どれも市民の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた「生活風景」です。

市では、そうした「生活風景」を市民が主役となって守り、つくり、育てていくことにより、市民だけではなく、市に関わりをもつ人、市を訪れる人も含めて、“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を目指した景観づくりに努めます。

2. 基本目標

第1章で整理した市の特徴的な景観の要素である「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」を踏まえて、4つの基本目標を設定し、それぞれの視点から多面的に景観づくりに取り組み、基本理念である「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」の実現を目指します。

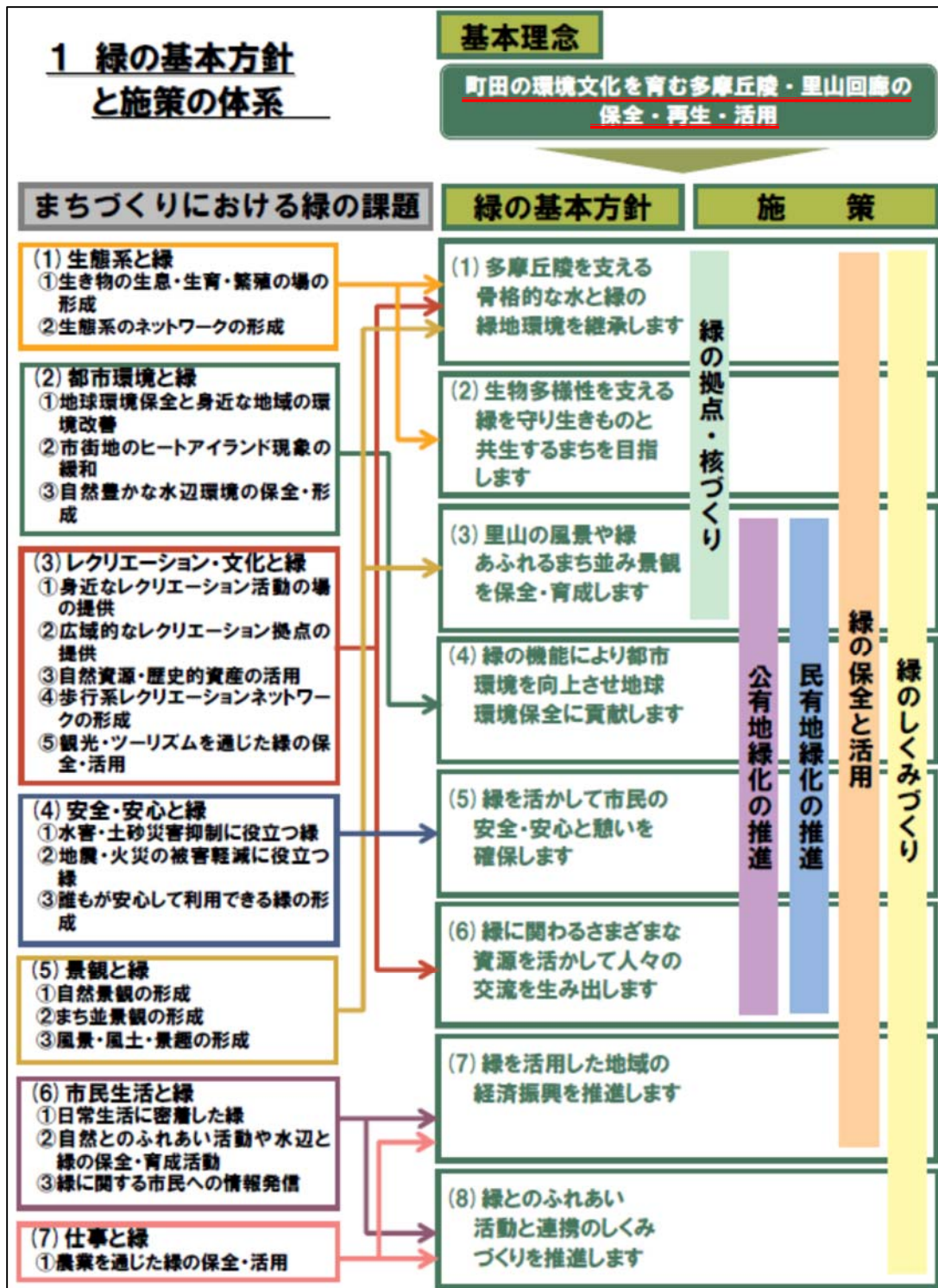


コンセプト要素-3「(3) 町田市景観計画」の施設整備に係る内容としては、「自然景観」「まち並み景観」「文化的・歴史的景観」「生活・活動の景観」が挙げられます。

(4) 町田市緑の基本計画

町田市緑の基本計画の内容を確認し、施設整備に係る内容を抽出します。

【町田市緑の基本計画（概要版）より抜粋】



コンセプト要素-3 「(4) 町田市緑の基本計画」の施設整備に係る内容としては、「[町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用](#)」が挙げられます。

(5) 町田市地域防災計画

町田市地域防災計画の内容を確認し、施設整備に係る内容を抽出します。

【町田市地域防災計画（第1章第5節 防災ビジョン）より抜粋】

市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

理念	災害予防計画	基本目標
災害に強い人と組織をつくる	第1節 災害に強い人と組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、市および関係機関の職員については、知識と技術を身につけ臨機応変に任務を遂行できるようにする。 ●混乱期における被害の抑制や要援護者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。 ●市、関係機関、事業所、団体、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。 ●多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点等に配慮し、男女共同参画を推進する。
災害に強いまちをつくる	第2節 <u>災害に強いまちづくり</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。 ●崖崩れや液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。 ●大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、オープンスペース・緑地の保全とそれを活用した延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。 ●不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ●道路、橋梁、鉄道、ライフライン施設の耐震性および各機関の連携体制を強化し、安全性を確保する。

理念	災害予防計画	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第7節 避難対策実施体制の整備	第11節（地震） 帰宅困難者対策 第12節（地震） 第12節（風水害） 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ●局所的な被害が発生した場合の一時的な避難者受け入れ対策を定める。 ●消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し、市民・外来者等を安全に避難させる。 ●災害発生直後から避難施設（避難所）を開設し、運営は住民組織等の自主運営に移行させる。 ●帰宅困難者対策を策定する。 ●災害時要援護者等に配慮し居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。 ●逸走した動物の保護及び避難施設（避難所）等での飼育動物対策について定める。
	第8節 緊急輸送体制の整備	第15節（地震） 第15節（風水害） 緊急輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損、停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ●輸送拠点を適切に設置するとともに、市および関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。
	第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備	第16節（地震） 第16節（風水害） ライフライン・都市公共施設の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ●ガス漏れ時の供給継続や通電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。 ●生活関連施設の早期回復および代替サービスの提供を迅速に行う。 ●公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止・低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。

コンセプト要素-3「(5) 町田市地域防災計画」の施設整備に係る内容としては、[「災害に強いまちづくり」](#)が挙げられます。

2. 施設整備に係る内容の整理

コンセプトの要素1～3により抽出された施設整備に係る内容を一覧で整理します。

施設整備に係る内容の整理	抽出元
コンセプト要素-1	
公害防止対策	皆さまから頂いているご意見・ご要望
災害対策	皆さまから頂いているご意見・ご要望
付帯施設（※公園も含む）	皆さまから頂いているご意見・ご要望
コンセプト要素-2	
環境負荷の低い施設	町田市資源循環型施設整備基本計画
防災機能	町田市資源循環型施設整備基本計画
環境学習・ごみ減量啓発機能	町田市資源循環型施設整備基本計画
市民協働	町田市資源循環型施設整備基本計画
景観への配慮	町田市資源循環型施設整備基本計画
コンセプト要素-3	
歴史・文化とふれあえるまち	(1) 町田市都市計画マスタープラン
安心して快適に暮らせるまち	(1) 町田市都市計画マスタープラン
みんなが助け合えるまち	(1) 町田市都市計画マスタープラン
環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)	(1) 町田市都市計画マスタープラン
自然を活かすまちづくり (みどりとの共存)	(1) 町田市都市計画マスタープラン
住みつづけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)	(1) 町田市都市計画マスタープラン
みどり豊かな環境を活かした住環境の形成	(1) 町田市都市計画マスタープラン
良好な住環境や教育環境の形成	(1) 町田市都市計画マスタープラン
地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
自然環境と歴史的文化的環境の保全	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
持続可能な循環型社会の構築	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
自然景観	(3) 町田市景観計画
まち並み景観	(3) 町田市景観計画
文化的・歴史的景観	(3) 町田市景観計画
生活・活動の景観	(3) 町田市景観計画
町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用	(4) 町田市緑の基本計画
災害に強いまちづくり	(5) 町田市地域防災計画

3. 資源ごみ処理施設 コンセプト項目(案)

一覧にまとめた内容について、類似した意味を持つものをグルーピングすると、

- 1) 生活環境や自然環境への配慮に関連する内容（周辺環境への配慮）
- 2) 防災対策に関連する内容（災害対策）
- 3) 環境学習やコミュニティ活動、市民協働に関連する内容（市民活動拠点）

の3つに分類できます。

各項目の分類を以下に示します。

施設整備に係る内容の整理	抽出元	分類
コンセプト要素-1		
公害防止対策	皆さまから頂いているご意見・ご要望	1) 周辺環境への配慮
災害対策		2) 災害対策
付帯施設（※公園も含む）		3) 市民活動拠点
コンセプト要素-2		
環境負荷の低い施設	町田市資源循環型施設整備基本計画	1) 周辺環境への配慮
防災機能		2) 災害対策
環境学習・ごみ減量啓発機能		3) 市民活動拠点
市民協働		3) 市民活動拠点
景観への配慮		1) 周辺環境への配慮
コンセプト要素-3		
歴史・文化とふれあえるまち	(1) 町田市都市計画マスタープラン	3) 市民活動拠点
安心して快適に暮らせるまち		1) 周辺環境への配慮
みんなが助け合えるまち		3) 市民活動拠点
環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)		1) 周辺環境への配慮
自然を活かすまちづくり (みどりとの共存)		1) 周辺環境への配慮
住みつづけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)		1) 周辺環境への配慮
みどり豊かな環境を活かした住環境の形成		1) 周辺環境への配慮
良好な住環境や教育環境の形成		1) 周辺環境への配慮
地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～		1) 周辺環境への配慮
自然環境と歴史的文化的環境の保全		1) 周辺環境への配慮
持続可能な循環型社会の構築		1) 周辺環境への配慮
良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～		1) 周辺環境への配慮
環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～		3) 市民活動拠点

自然景観	(3) 町田市景観計画	1) 周辺環境への配慮
まち並み景観		1) 周辺環境への配慮
文化的・歴史的景観		1) 周辺環境への配慮
生活・活動の景観		1) 周辺環境への配慮
町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用	(4) 町田市緑の基本計画	1) 周辺環境への配慮
災害に強いまちづくり	(5) 町田市地域防災計画	2) 災害対策

1)～3)のグルーピングの中でも、1)周辺環境への配慮に関しては、環境負荷低減や公害防止に関すること、生活環境・良好な住環境形成に関すること、自然環境に関することと、最も広義的な意味を持つものと考えられます。

これらの内容をもとに、今回の資源ごみ処理施設のコンセプトとその内容を整理しますが、その中で1)～3)それぞれの内容の位置づけについても検討し、まとめていきます。

1) 周辺環境への配慮

(環境負荷低減や公害防止に関すること)

- ・ 公害防止対策、環境負荷の低い施設
- ・ 地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～
- ・ 持続可能な循環型社会の構築

(生活環境・良好な住環境形成に関すること)

- ・ 安心して快適に暮らせるまち
- ・ 環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)
- ・ 景観への配慮
- ・ 住みつづけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)
- ・ みどり豊かな環境を活かした住環境の形成
- ・ 良好な住環境や教育環境の形成
- ・ 良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～
- ・ まち並み景観、文化的・歴史的景観、生活・活動の景観

(自然環境に関すること)

- ・ 自然を活かすまちづくり (みどりとの共存)
- ・ 自然環境と歴史的文化的環境の保全
- ・ 自然景観
- ・ 町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用

2) 災害対策

- ・防災機能
- ・災害に強いまちづくり

3) 市民活動拠点

- ・付帯施設（公園も含む）
- ・環境学習・ごみ減量啓発機能
- ・市民協働
- ・歴史・文化とふれあえるまち
- ・みんなが助け合えるまち
- ・環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～

町田市資源ごみ処理施設（相原地区）コンセプト（案）

1.1. 市民の生活環境と周辺の自然環境にやさしい施設

周辺住民の生活環境や緑豊かな自然環境を保全するために、プラント設備及び建築物が及ぼす周辺への環境負荷を低減し、周辺環境との調和を図ることができる施設とする。

- (1) プラント設備に伴う、騒音・振動、臭気等に配慮する。
- (2) 市民の生活環境を保全すると共に、より良好な生活環境の形成のために、周辺環境や景観に調和した施設配置・施設計画とし、地域に親しまれる施設とする。
- (3) 既存の自然環境を活かした施設計画とするため、周辺を公園として整備すると共に、再生可能エネルギーを採用する等、地球温暖化対策に寄与する施設とする。

1.2. 市民が安心して生活できる災害に強い施設

市民が安心して生活できる様に、災害時に、市民を支えることができる施設とする。

- (1) 資源ごみ処理施設は地震に強い構造とする。
- (2) 資源ごみ処理施設は、災害時に周辺住民の一時避難スペース及び防災備蓄倉庫等の機能を備えた施設とする。

1.3. 市民が学び・集い・交流することのできる施設

市民がごみを通じて環境を学べる様に、市民が学び・集い・交流することのできる場を作り、市民が積極的に参加できる様な施設とする。

- (1) 資源ごみ処理施設を利用する市民や見学者が環境に対する関心を高められるよう、見学スペースや情報展示スペースを設け、環境学習の場を広げることができる施設とする。
- (2) 市民や見学者が利用するエリアについては、郷土資料の展示スペース等を設けると共に、隣接学校と連携した公園の活用を行う等により、多様性に富んだ施設とする。

1.4. 市民が安全に生活できる安定的な運営

市民が安心して生活できる様に、安全で、安定的な施設の稼働を行い、また、稼働状況等についても情報提供していく施設運営を行う。

- (1) プラント設備の運転にあたっては、安全管理、それに伴う労働安全衛生の徹底及び緊急対応などを行うものとする。
- (2) 市民が安心して生活できる様に、施設の稼働状況等について公開する。